

第三十三号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

母子保健法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。